

9 月 2 日 ( 第 1 号 )

# 令和元年豊能町議会 9 月定例会議会議録目次

令和元年 9 月 2 日（第 1 号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第 4 2 号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	5
--	---

（議案提案説明）

第 4 3 号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例制定の件	6
第 4 4 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件	7
第 4 5 号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に關す る条例制定の件	8
第 4 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	9
第 4 7 号議案 豊能町印鑑条例改正の件	9
第 4 8 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正 の件	10
第 4 9 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例等改 正の件	10
第 5 0 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例改正の件	11

第 5 1 号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 2
第 5 2 号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算の件……………	1 3
第 5 3 号議案	令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算 の件……………	1 4
第 1 号認定	平成 3 0 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認 定について……………	1 5
第 2 号認定	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業 勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 7
第 3 号認定	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療 所施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 8
第 4 号認定	平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	1 9
第 5 号認定	平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算の認定について……………	1 9
第 6 号認定	平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	2 1
第 7 号認定	平成 3 0 年度豊能町水道事業会計決算の認定に ついて……………	2 2
散 会 の 宣 告	……………	2 4

## 令和元年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和元年9月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	井川 佳子	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教 育 次 長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和元年9月2日（月）午前9時30分開議

- |        |            |  |
|--------|------------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2  | 第 4 2 号議案  | 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                   |
| 日程第 3  | 第 4 3 号議案  | 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件                 |
| 日程第 4  | 第 4 4 号議案  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 日程第 5  | 第 4 5 号議案  | 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例制定の件                    |
| 日程第 6  | 第 4 6 号議案  | 豊能町附属機関に関する条例改正の件                              |
| 日程第 7  | 第 4 7 号議案  | 豊能町印鑑条例改正の件                                    |
| 日程第 8  | 第 4 8 号議案  | 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件                         |
| 日程第 9  | 第 4 9 号議案  | 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等改正の件    |
| 日程第 10 | 第 5 0 号議案  | 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件                 |
| 日程第 11 | 第 5 1 号議案  | 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件                             |
| 日程第 12 | 第 5 2 号議案  | 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件                     |
| 日程第 13 | 第 5 3 号議案  | 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件                        |
| 日程第 14 | 第 1 号認定    | 平成30年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第 15 | 第 2 号認定    | 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 16 | 第 3 号認定    | 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診                           |

- 療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 第 4号認定 平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 第 5号認定 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘  
定歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 第 6号認定 平成30年度豊能町下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第20 第 7号認定 平成30年度豊能町水道事業会計決算の認定  
について

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。

定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

おはようございます。

令和元年度豊能町議会9月定例会議の開催に当たりまして御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては御多用のところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。平素は豊能町の発展と住民との広聴によりまして、福祉増進のための御活躍をいただいていると、あつく御礼申し上げます。

さて、6月定例会議以降の主な内容につきまして、少し御報告をさせていただきます。

6月13日の定例会にて御同意いただきました副町長、教育長でございますが、翌14日から就任をしております。同日大阪府吉村知事、酒井教育長とも面談をさせていただき、本町の課題を訴えさせていただきました。そして6月の24日からでございますが、これまで要望しておりました町民の方々の懇談会、実施をすることができました。ともに副町長と教育長も御同席をいただき、一昨日ですけれども、8月31日、ここで14中13の自治会まで意見交換をさせていただくことができました。あと残りは牧自治会でございます。

で、各地域での課題をお聞きをいたすことができました。さまざまな前向きな意見を頂戴をいたしました。町政に反映してまいります。

7月に入りまして、7月、8月は各地でのお祭りやイベントが多うございましたけれども、全ての行事、ほとんどの行事に参加をさせていただき、住民の皆さんと懇談させていただきました。我がとよのん君も、とよのんもお呼びいただいたところは一緒に参りまして、盛り上げをさせていただきました。

なお、ゆるキャラグランプリに関しては、昨年は50位でございましたけれども、毎日1票ということで訴えさせていただきました、8月の30日からは順位が公表を、実はされてないんですけれども、23位まで、先週23位まで躍進をいたしております。22になってましたか。まで躍進をすることができました。引き続き私たちの財産でありますとよのんをしっかりと啓蒙して、魅力づけに図りたいと思っております。

広域連携につきましては、我がまち、我が町の国道拡幅に向けまして、国道423号線整備促進協議会、これが7月の23日。そして国道477号線改修促進期成同盟会において、改めて国への拡幅要望、そのほかの改善要望をしまりました。

また下水道につきましては、猪名川流域下水道事業連絡協議会、ここが7月の25日に開催をいたします。

そして全国町村下水道推進大会、8月1日に行われました。今後の課題、これを共有をさせていただき、協議をさせていただきました。

広域水道企業団に関しましては総会が開かれ、首長が企業庁としてですけれども、永藤堺市長の就任が承認をされ、今後の検討が始まっております。豊能郡環境施設組合と猪名川上流広域ごみ処理施設の議会に関しましては、全員協議会でも御報告をいただきましたので、割愛をさせていただきます。

9月に入りまして敬老の日を迎えますけれども、本町での御長寿の方のお祝いに行っていました。男性、女性とも104歳の方でございまして、非常にお元気で食欲も旺盛で、いろいろ本当にお話をさせていただきました。きっと105歳のお祝いができることだと信じております。

これから、残暑といいますが猛暑は少なくなるかもわかりませんが、まだ30度超えが続いています。これから心配なことは秋の長雨と、そして台風でございまして。町民の安心・安全な暮らしを支えるべき職員とともに、頑張っています。

9月の5日には880万人訓練、これもございまして、皆さんとともに、そして日ごろの点検をしっかりとさせていただきたいと存じます。

本日の提出議案は人事1件、条例制定2件、条例改訂5件、補正予算3件、決算認定7件、合計19でございまして。どうぞ御審議を賜りますようお願いいたします。

それでは冒頭に際しまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月20日までの19日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番・小寺正人議員及び9番・秋元美智子議員を指名いたします。

ここで私から報告事項がございます。8月30日に、教育委員会より教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたことを、ここで報告いたします。

日程第2「第42号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

それでは、第42号議案の豊能町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は教育委員会委員の任期満了に伴う同委員の任命に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、豊能町川尻592番地、お名前は宮崎純光さん、生年月日は昭和31年2月23日でございます。

宮崎さんは法輪寺御住職をお務めの傍ら、PTAの役員、学校協議会の委員、民生委員児童委員、地区福祉委員会の福祉委員などを歴任され、平成27年10月からは教育委員をお務めになっておられます。このたび再任をお願いするものでございます。

なお、任期は令和元年10月23日から4年間になります。

御審議いただき、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第42号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3「第43号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長 (内田 敬君)

第43号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の2ページから18ページ及び条例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法に基づく会計年度任用職員を採用するに当たり、同職員の給与及び費用弁償について条例を制定するものでございます。

それでは順次御説明申し上げます。

まず第1条の規定は、この条例の趣旨について。

第2条の規定は、週の勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員及び、それより勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員に対し支給する給与の種類、給与の支給方法について定めるものでございます。

次に第3条から第16条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

まず給料関係として、第3条の規定は適用する給料表について。第4条及び第5条の規定は給料表の職務の級及び給料表の号給の決定基準について。第6条の規定は給料の支給について。それから少し飛びまして第12条の規定は、給料の端数処理について。3つ飛びまして第15条の規定は、勤務1時間当たりの給与額について。第16条の規定は給料の減額についてそれぞれ定めるものでございます。

次に手当関係として、第7条から第11条までと第14条の規定は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当についてそれぞれ定めるものでございます。また第13条の規定は、定められた任期の合計が6月以上のものについて期末手当を支給することを定めるものでございます。

次に第17条から第26条までと、第28条、第29条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

まず報酬関係として、第17条の規定は月額、日額及び時間額の各報酬の算定方法並びに職務の特殊性等の考慮が必要な者の月額、日額、及び時間額の各報酬の上限について。

それから少し飛びまして第22条の規定は、報酬の端数処理について。

1つ飛びまして第24条の規定は、報酬の支給について。

第25条の規定は、勤務1時間当たりの報酬額について。

第26条の規定は、報酬の減額についてそれぞれ定めるものでございます。

次に、手当に相当する関係として、第18条から第21条のまでの規定は、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る各報酬についてそれぞれ定めるものでございます。

また、第23条の規定は、定められた任期の合計が6月以上であって、週の勤務時間が著しく少ない者として、規則で定めるもの以外の者について期末手当を支給することを定めるものでございます。

次に、費用弁償として第28条及び第29条の規定は、通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償の支給について、それぞれ定めるものでございます。

また第27条の規定は給与からの控除について、第30条の規定は規則への委任についてそれぞれ定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第44号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第44号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の19ページから30ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から会計年度任用職員が導入されることなどに伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは順次御説明申し上げます。

まず第1条では、豊能町職員定数条例の

一部を改正し、会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については定数外職員とするものでございます。

第2条では、豊能町職員分限条例の一部を改正し、会計年度任用職員の分限による休職期間は、当該会計年度任用職員の任期の範囲内とするものでございます。

第3条では、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正し、パートタイム会計年度任用職員についても、懲戒による報酬の減額対象とするものでございます。

第4条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものでございます。

第5条では、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものでございます。

第6条では、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員の勤務時間等は別に定めるとするものでございます。

第7条では、豊能町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員に係る育児休業及び部分休業について、取得できる職員、取得できない職員を定めるほか、育児休業の再度の取得ができる要件等を定めるものでございます。

第8条では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正し、フルタイム会計年度任用職員の給与等の状況を公表の対象に加えるものでございます。

第9条では、豊能町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、本条例は特別職、非常勤職員の報酬及び費用弁償について定めるものとするとともに、題名を豊能町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に

関する条例に改めるものでございます。

第10条では、豊能町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、会計年度任用職員の給与は別の条例、これは先ほど御説明をいたしました第43号議案のこととございますが、その別の条例で定めるとするもの。また欠格条項に係る関係箇所を削除するものでございます。

最後に第11条では、職員の退職手当に関する条例の一部を改正し、パートタイム会計年度任用職員には退職手当を支給しないとするもの。また欠格条項に係る関係箇所を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでありますが、第10条及び第1条の欠格条項に係る関係箇所を削除する規定は、令和元年12月14日から施行するものとし、また第9条で条例の題名を改正することに伴い、改正前の題名を引用していた4つの条例について、その一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第45号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

おはようございます。

それでは第45号議案、豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例制定につきまして御説明させていただきます。

議案書の31ページ及び議案概要書をごらんください。

豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例を、次のように定めるものです。

提案理由は、太陽光発電施設が生活環境、景観、その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、森林の伐採等による土砂災害の防止並びに緑豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全に寄与するため、太陽光発電施設の設置、維持管理等に関する事項を定めるものでございます。

それでは本条例の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の32ページをごらんください。

条例の内容といたしまして、まず第1条において条例の目的を定め、第2条では規制の対象となる太陽光発電施設の用語の定義を規定しております。

次に第3条では町の責務、4条では町民の責務、5条では事業者の責務を規定しております。

次に第6条では、太陽光発電施設を設置してはいけない禁止区域の規定をしております。その区域は地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、それと都市計画法に規定する住居専用地域及び近隣商業地域としています。

また第7条では、第6条で規定した禁止区域以外の区域で太陽光発電施設を設置しようとする場合、あらかじめ町長の許可が必要である旨を規定しております。

次に第8条では許可申請前の事前協議について規定し、第9条では事業区域の周辺関係者への説明会を開催する旨を規定しています。

第10条では許可基準を、第11条では施設の基準を定めています。

第12条では変更の許可を、第13条では工事完了の届け出を、第14条では地位継承を規定し、第15条では廃止の届け出について、第16条では維持管理について、第17条では許可の取り消しについて、第

18条では立入調査について規定しております。

第19条では、違反行為を行った設置事業者に対する指導、助言及び勧告について、第20条では勧告に従わないときの命令について、第21条では命令に従わない場合は事業者の公表等について規定しており、第22条では本町条例を事業者が遵守しないと認められる場合は、国に対し報告する旨を規定し、第23条では規則に委任する旨の規定でございます。

なお、附則の位置において、施行日は令和元年10月1日と定め、附則の2から6では、経過措置として、本条例の施行前に太陽光発電施設の設置が完了している場合における本条例の規定の適用について、必要な経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第46号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第46号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の42ページ、43ページをお開き願います。

本件はこれまで、町の総合的な指針であった総合計画について、その計画の名称を総合まちづくり計画と改称し、その策定に必要な事項についての調査、審議に関する事務を行う附属機関を新たに設置するものでございます。

条例の概要説明資料をごらん願います。

設置する附属機関の名称は、豊能町総合

まちづくり計画審議会でございます。担任する事務は、総合まちづくり計画の策定に関する必要な事項についての調査、審議に関する事務でございます。

附則としまして、施行期日は公布の日とし、豊能町報酬及び費用弁償条例中、総合計画審議会委員を総合まちづくり計画審議会委員に改め、あわせて豊能町総合計画審議会条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第47号議案 豊能町印鑑条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは第47号議案、豊能町印鑑条例の一部改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、主に住民基本台帳法施行令の改正により、住民票に旧氏の記載が可能となることに伴い、豊能町印鑑条例の改正を行うものでございます。

豊能町印鑑条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めた条例でございます。

それでは改正の主な概要について説明をさせていただきます。

お手元の概要書の、豊能町印鑑条例新旧対照表をごらんください。

まず1ページ、第2条第1項でございますが、住民基本台帳についての表現を準則に従い改めるものでございます。

次に第4条第2項第1項につきましては、印鑑の登録に旧氏使用が可能となることにより、登録に係る制限が緩和されるもので

ございます。旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除籍に記載または記録されているものを言いますが、ここで言う印鑑の登録に使用できる旧氏は、戸籍等の添付による住民票への旧氏記載の請求によって住民票に記載されている旧氏のことを指すものがございます。したがって、旧氏が住民票に記載されていることが登録の条件となっております。

次に同条第3項につきましては、準則に従って文言の修正をさせていただきます。

次に第6条第1項第3号につきましては、印鑑登録原票の登録事項について旧氏を追加するとともに、同項第7号では文言の修正を行うものがございます。

次に第14条第2項につきましては、印鑑登録証明書の記載事項の見直しとして、証明書の記載事項から性別を削除するものがございます。

なお、附則といたしまして、この条例は住民基本台帳法施行令の改正に合わせまして、令和元年11月の5日から施行するものがございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第48号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第48号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の47ページ、48ページ並びに条例の概要資料と新旧対照表をあわせてご

らん願います。

本件は災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の償還等について所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明を申し上げます。

条例第15条第3項において、災害援護資金の償還免除については、その免除理由の対象範囲が拡大された法律第14条第1項の規定によるものとするものがございます。

また災害援護資金の償還金の支払猶予または償還免除を判断するに当たっては、報告等を求めることができる規定が追加された法律第16条の規定によるものがございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものがございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第49号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

おはようございます。

それでは第49号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等改正の件について御説明させていただきます。

議案書49ページから51ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、

所要の改正を行うものでございます。

法及び施行令の改正により新たな寄附制度が創設され、本年10月より本町でも3歳児から5歳児の保育料並びにゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の保育料などを無償にするに当たり、関係する3条例の一部改正をまとめて上程するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

第1条としまして、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。法改正による文言の整理でございます。本則中、支給認定を教育・保育給付認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育認定子どもに、支給認定子ども等を教育・保育給付認定子ども等に改め、附則第4項及び附則第5項中、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改めるものでございます。

第2条としまして、豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部改正でございます。第3条第1項中、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるものでございます。

第3条としまして、豊能町立幼稚園条例の一部改正でございます。

第6条第3項の次に、「ただし子どものための教育・保育給付が必要と認めた場合は、別表の預かり保育料をゼロ円とする」を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、経過措置としまして、第3条の規定により改正後の豊能町立幼稚園条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以降の預かり保育料について適用し、同日前の預かり保育料については、なお従

前の例によるものとしてでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますよう、よろしく御願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第50号議案 豊能町消防団員の転院、任免、給与、服務等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第50号議案、豊能町消防団員の転任、任免、給与、服務等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の52ページから54ページ並びに条例の概要資料と新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は消防団員の定数を改めるとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、欠格事項について所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条第1項では、本町消防団の現状を踏まえ、団員の定数を245人から210人に改めるものでございます。

第3条第2項では、団員数の減少傾向を緩和するため、任用に係る年齢の上限を45歳未満から50歳未満に改めるものでございます。

第4条では、欠格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除するほか、所要の改正を行うものでございます。

そのほか、用語の整理、題名の変更、追加などをするものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでありますが、第4条の欠格事項の改正規定は令和元年1

2月14日から施行するものでございます。  
説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第51号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

それでは第51号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町一般会計補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,646万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,530万4,000円とするものでございます。

補正後の款・項の区分及び金額は、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございますが、5ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為補正」に記載のとおり、「地域イントラネット更新事業」から、6ページの「保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業」まで、11の事業について債務負担行為の追加を行うものでございます。

これはいずれの事業も既に契約済みの事業でございますが、10月からの消費税率改定に伴う増額分を追加するものでございます。

それでは今回の補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の11、障害児福祉事務事業でございますが、幼児教育・保育の無償化に合わせて、障害児通所施設の利用者負担が無償化されることに伴う費用を増額するものでございます。

次に項2・児童福祉費、目2・児童福祉施設費の3、吉川保育所運営事業でございますが、先ほど債務負担行為のところでも御説明いたしました消費税の増税に伴い、吉川保育所の給食調理に係る委託料を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3、農業振興事業でございますが、牧地区の圃場整備事業の実施に伴い、機構集積協力金を増額し、交付するものでございます。

次に目4・農地費の5、圃場整備事業でございますが、牧地区の圃場整備事業について、大阪府への負担金を増額するものでございます。

次に款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費のうち、人件費事業でございますが、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う人件費の増額でございます。

次に11、子ども・子育て支援事業でございますが、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う事務費及び町立以外の幼稚園・保育所に対する教育・保育給付費などでございます。

次に17ページの項2・小学校費、目1・学校管理費の2、小学校管理事業でございますが、小学校施設の特種建築物定期検査に要する費用でございます。

18ページをお開き願います。

項 3・中学校費、目 1・学校管理費の 2、中学校管理事業でございますが、中学校施設の特種建築物定期検査に要する費用でございます。

次に項 4・幼稚園費、目 1・幼稚園管理費の 5、ふたば園管理事業でございますが、先ほど債務負担行為のところでお説明いたしました消費税の増税に伴い、ふたば園の給食調理に係る委託料を増額するものでございます。

19 ページをお開き願います。

項 5・社会教育費、目 5・ホール運営費の 2、ユーベルホール管理事業でございますが、ユーベルホールの特種建築物定期検査に要する費用でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

10 ページへお戻り願います。

款 10・地方特例交付金、項 2・子ども・子育て支援臨時交付金、目 1・子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減額分に対する国からの交付金でございます。

次に款 13・分担金及び負担金、項 1・負担金、目 1・民生費負担金及び目 3・教育費負担金、また 11 ページの款 14・使用料及び手数料、項 1・使用料、目 6・教育使用料でございますが、いずれも幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所の保育料及び幼稚園の使用料を減額するものでございます。

11 ページの款 15・国庫支出金、項 1・国庫負担金、目 1・民生費国庫負担金でございますが、障害児通所施設の利用者負担の無償化に対する国庫負担金でございます。

12 ページをお開き願います。

項 2・国庫補助金、目 7・教育費国庫補助金の 5、子ども・子育て支援事業費国庫

補助金でございますが、障害児通所施設の利用者負担の無償化に対する国庫補助金でございます。

次の 7、子育てのための施設等利用休符交付金でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う町立以外の幼稚園・保育所の教育・保育給付費などに対する国庫補助金でございます。

次に款 16・府支出金、項 1・府負担金、目 2・民生費府負担金でございますが、障害児通所施設の利用者負担の無償化に対する府負担金でございます。

13 ページをお開き願います。

項 2・府補助金、目 5・農林水産業費府補助金でございますが、牧地区の機構集積協力金に対する府補助金でございます。

次の目 8・教育費府補助金でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う町立以外の幼稚園・保育所の教育・保育給付費等に対する府補助金でございます。

款 19・繰入金、項 1・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整として増額するものでございます。

14 ページをお開き願います。

項 2・特別会計繰入金、目 1・介護保険特別会計事業勘定繰入金でございますが、平成 30 年度の事業の清算に伴う繰戻しでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第 12 「第 52 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

第52号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,571万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,955万7,000円とするものでございます。

それでは今回の補正内容について、歳出より御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

款5・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の223万4,000円につきましては、介護給付費交付金の過年度追加分として受けたものを、基金に積み立てるものでございます。

下段の款7・諸支出金、目2・国・府等支出金償還金の1,281万7,000円は、前年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国・府等へ償還を行うものでございます。

続きまして8ページの目1・一般会計繰出金の66万円は、前年度の介護保険事業における事務費の精算により、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

款4・支払基金交付金の223万4,000円につきましては、先ほど歳出で説明をいたしました過年度追加分の介護給付費交付金でございます。

下段の款8・繰越金の1,347万7,000円は、平成30年度決算における繰越金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしくお願

いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第53号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは第53号議案、令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,628万8,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、本年10月に実施されます消費税率の改訂に伴い、保守管理委託料を増額するものでございます。

それでは歳出から御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目2・下水道維持管理費で7万8,000円の増額であります。これはときわ台中継ポンプ場の保守管理委託料につきまして、消費税率の増加分を増額するものでございます。

次に歳入を御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・下水道使用料で同じく7万8,000円の増額でございます。これは委託料の増額分にあてるため、増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第14「第1号認定 平成30年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第1号認定、平成30年度豊能町一般会計歳入歳出決算につきまして概要を述べ、提案説明とさせていただきます。

本件につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは平成30年度大阪府豊能郡豊能町一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書をお開き願います。

決算書の5ページをごらんください。

歳入合計は66億6,488万4,029円、歳出合計は63億8,772万8,010円で、差引残高2億7,715万6,019円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰り越すべき額2億3,012万7,184円を差し引きした再差し引き後の実質収支額は4,702万8,835円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

まず6ページから8ページの歳入について御説明します。

一般会計の歳入合計は、8ページの収入済額の最下段の66億6,488万4,029円で、予算現額に対する収入率は87.1%、前年度と比較して8.4%の減となっております。なお、不納欠損額は100万2,963円、収入未済額は4,429万6,527円となっております。

歳入の主なものとしまして、まず6ページの款1・町税でございます。平成30年度決算は18億1,376万4,087円で、前年度と比べてマイナス5,095万5,644円、率にしてマイナス2.7%となってお

り、主に個人町民税、固定資産税の減少によるものでございます。歳入の款別構成比率は27.2%でございます。

次に7ページの款10・地方交付税でございます。決算額は22億7,425万6,000円で、前年度と比べてプラス6,510万7,000円、率にして3.0%となっております。歳入の款別構成比率は34.1%でございます。

款14・国庫支出金でございますが、決算額は3億8,021万9,726円で、前年度と比べてマイナス4,066万8,332円、率にしてマイナス9.7%となっております。その主なものは、臨時福祉給付金補助金の減によるものでございます。歳入の款別構成比率は5.7%でございます。

款15・府支出金でございますが、決算額は3億7,579万3,771円で、前年度と比べてマイナス2,368万9,829円、率にしてマイナス5.9%となっております。その主なものは、市町村振興補助金の減によるものでございます。歳入の款別構成比率は5.6%でございます。

次に8ページの款18・繰入金でございます。決算額は6億2,131万7,962円で、前年度と比べてプラス2億7,133万2,453円、率にしてプラス77.5%となっております。その主なものは、財政調整基金からの繰り入れが前年度と比べて3億2,000万円増加したこと、介護保険特別会計事業勘定からの繰り入れが5,341万2,547円減少したことによるものでございます。歳入の款別構成比率は9.3%でございます。

最後に、款21・町債でございますが、決算額は3億939万7,000円で、前年度と比べてマイナス3億8,746万9,000円、率にしてマイナス55.6%となっております。その主なものは、地域防災無線事

業債等の発行がなかったことによるものでございます。歳入の款別構成比率は4.6%でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、9ページから11ページの歳出について御説明します。

一般会計の歳出合計は、11ページの支出済額最下段の63億8,772万8,010円で、予算現額に対する執行率は83.5%となっております。予算繰越額は8億4,381万7,763円、不用額は4億1,666万6,227円でございます。歳出の主なものでございますが、9ページの款2・総務費は、決算額11億7,469万6,966円で、執行率は90.4%でございます。前年度と比べてマイナス2億3,887万8,902円となっており、その主なものは地域防災行政無線整備工事の減、退職手当の増によるものでございます。翌年度繰越額6,192万1,176円の主なものは、戸知山周辺整備事業、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員一般選挙でございます。歳出の款別構成比率18.4%でございます。

款3・民生費は、決算額17億8,324万4,393円で、執行率は92.3%でございます。前年度と比べてプラス800万2,310円となっております。翌年度繰越額4,672万5,720円の主なものは、豊寿荘冷暖房設備改修事業でございます。歳出の款別構成比率は27.9%でございます。

款4・衛生費は、決算額8億8,133万3,832円で、執行率は92.3%でございます。前年度と比べてプラス2,134万5,768円となっており、その主なものは、上水道事業への補助金の増によるものでございます。歳出の款別構成比率は13.8%でございます。

款6・農林水産業費は決算額8,040万4,678円で、執行率は53.8%ござい

ます。前年度と比べてマイナス2,905万2,197円となっており、その主なものは農×観光戦略推進事業の減によるものでございます。翌年度繰越額5,894万8,000円の主なものは、農産物販売等拠点施設整備事業でございます。歳出の款別構成比率は1.3%でございます。

10ページの款8・土木費は、決算額4億3,434万5,116円で、執行率は85.9%でございます。前年度と比べてマイナス1,326万5,796円となっており、その主なものは、道路台帳整備事業の減によるものでございます。翌年度繰越額1,053万4,000円は、公園緑地整備事業でございます。歳出の款別構成比率は6.8%でございます。

款9・消防費は決算額3億5,465万9,579円、執行率は97.5%でございます。前年度と比べてプラス1,031万9,255円となっており、その主なものは箕面市への消防事務委託負担金の増によるものでございます。歳出の款別構成比率は5.6%でございます。

款10・教育費は、決算額8億8,855万7,187円で、執行率は84.8%でございます。前年度と比べてマイナス4,749万621円となっており、学校、公民館等の改修工事の減によるものでございます。翌年度繰越額8,945万5,840円の主なものは、空調機器設置事業でございます。歳出の款別構成比率は13.9%でございます。

款11・公債費は、決算額5億6,152万8,473円で、執行率は100%でございます。前年度と比べてマイナス6,443万8,055円となっており、その主なものは、町債の満期償還により元利金の支払が減少したことによるものでございます。歳出の款別構成比率は8.8%でございます。

最後に、11ページの款13・災害復旧費は、決算額9,198万954円で、執行率は13.6%でございます。前年度と比べて、プラス8,863万2,954円となっております。その主なものは、農林水産施設、公共土木施設等の災害復旧費の増によるものでございます。翌年度繰越額5億7,623万3,027円の主なものは、耕地災害復旧事業でございます。歳出の款別構成比率は1.4%でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定します歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、13ページから202ページ、357ページ、375ページに記載しております。また、別冊の平成30年度事業評価・主要施策成果報告書もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算概要の説明とさせていただきます。御審議の上御認定賜りますようお願い申し上げます

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第2号認定 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第2号認定、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の207ページをお開き願います。

歳入合計30億9,068万9,909円。

歳出合計29億2,969万986円で、差引残高1億6,099万8,923円を翌年度に繰り越すものでございます。

208ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款1・国民健康保険税は、予算現額6億3,929万7,000円、調定額6億6,466万7,911円に対し、収入済額6億1,695万2,250円、不納欠損額568万7,393円、収入未済額4,202万8,268円でございます。

次に款2・使用料及び手数料でございますが、予算現額25万1,000円に対し、調定額、収入未済額とも19万1,700円で、これは保険税徴収に係ります督促手数料等でございます。

款3・府支出金は予算現額20億2,085万1,000円に対し、調定額、収入済額とも20億3,890万5,898円であり、これは国保需要の安定化に資する事業の実施状況などに対して交付される調整交付金や、財政健全化の確保や広域化の推進などの取り組みに対して交付される都道府県町制交付金等でございます。

款4・繰入金でございます。予算現額1億6,998万4,000円に対し、調定額、収入済額とも1億6,524万1,627円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

款5・繰越金は予算現額1億1,786万6,000円に対し、調定額、収入済額とも2億5,906万8,048円で、前年度からの繰越金でございます。

款6・諸収入は予算現額1万3,000円に対し調定額、収入済額とも1,033万386円で、これは第三者行為損害賠償金及び延滞金等の収入でございます。

次に歳出について御説明をさせていただきます。

209ページをお開き願います。

款1・総務費でございますが、予算現額3,601万5,000円に対し、支出済額3,464万3,400円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険税の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に用意した経費でございます。

款2・保険給付費は予算現額19億8,418万9,750円に対し、支出済額19億7,936万1,407円で、療養所費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3・国民健康保険事業費納付金は、予算現額8億4,133万円に対し、支出済額8億4,127万9,070円で、大阪府が決定した標準保険料などにより本町に割り当てられた納付金で、それぞれ大阪府に納めたものでございます。

款4・共同事業拠出金は予算現額1,000円に対し、支出済額469円でございます。退職者医療共同事業費として、国保連合会に拠出した経費でございます。

款5・保険事業費は、予算現額2,714万3,000円に対し、支出済額1,961万9,564円で、特定健康診査及び保健啓発等に要した経費でございます。

款6・基金積立金、予算現額6,000万円に対し支出済額6,000万円でございます。これは現在実施している保険料激変緩和措置の財源として、基金へ積み立てた経費でございます。

款7・公債費につきましては執行額はございませんでした。

款8・諸支出金は予算現額3,366万9,000円に対しまして、支出済額3,194万1,299円で、これは国への償還金及び診療所施設勘定に繰り出した経費でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第3号認定 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは第3号認定、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の245ページをお開き願います。

歳入合計7,970万9,074円、歳出合計7,433万9,109円で、差引残高536万9,965円を翌年度に繰り越すものでございます。

246、247ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・診療収入は予算現額3,368万3,000円に対し、調定額、収入済額とも3,594万6,450円で、これにつきましては内科、歯科の診療収入でございます。

次の款2・使用料及び手数料は予算現額7万円で、調定額、収入済額とも5万6,860円となっております。これにつきましては診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3・繰越金は、予算現額1,000円に対し調定額、収入済額とも1,437万383円で、前年度の繰越金でございます。

款4・繰入金は予算現額4,654万5,000円に対し、調定額、収入済額とも2,902万1,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款5・諸収入は予算現額50万1,000円に対し、調定額、収入済額とも31万4,381円でございます。これにつきましては、薬の容器代等の雑収入でございます。

次に歳出について御説明をいたします。

款1・総務費でございますが、予算現額6,262万720円に対し、支出済額5,914万8,013円でございます。職員人件費及び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次の款2・医療費は、予算現額1,808万円に対しまして、支出済額1,519万1,096円でございます。これにつきましては薬剤費及び医療費の消耗器材等に要した経費でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第17「第4号認定 平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは第4号認定、平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の265ページをお開き願います。

歳入合計4億9,236万5,909円、歳出合計4億7,642万5,028円、差引残高1,594万881円を翌年度に繰り越すものでございます。

266ページ、267ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・後期高齢者医療保険料は、予算現額4億2,540万円。調定額4億2,663万1,387円に対し、収入済額が4億2,266万5,695円、不納欠損額103万9,604円、収入未済額が292万6,088円でございます。

款2・使用料及び手数料は予算現額6万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2万9,600円でございます。これは保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

款3・繰入金は予算現額5,461万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5,421万3,996円で、一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金は、予算現額97万4,000円で、調定額、収入済額とも1,545万6,618円でございます。前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

款1・総務費は予算現額474万9,000円に対しまして、支出済額は437万6,747円でございます。これにつきましては賦課徴収事務に要した経費でございます。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額4億7,527万1,000円に対し、支出済額4億7,134万2,541円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金でございます。

款3・諸収入は、予算現額80万1,000円に対し、支出済額70万5,740円です。これは保険料の還付金でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第18「第5号認定 平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正歳入

歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは第5号認定、平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の283ページをお開き願います。

歳入合計20億9,019万8,601円、歳出合計19億5,333万9,932円でございます。差引残高1億3,685万8,669円を翌年度に繰り越すものでございます。

284ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1・保険料、予算現額5億4,358万5,000円、調定額6億1,035万5,613円に対し、収入は済額6億511万6,995円、不納欠損額95万8,759円、収入未済額427万9,859円で、これにつきましては第1号被保険者による介護保険料収入でございます。

款2・使用料及び手数料は予算現額883万4,000円、調定額、収入済額とも1,489万4,830円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款3・国庫支出金は予算現額4億1,807万円に対し、調定額、収入済額とも3億4,854万7,259円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金、補助金並びに交付金でございます。

款4・支払基金交付金は予算現額5億2,465万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億6,961万4,122円で、これにつきましても介護給付費及び介護予

防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款5・府支出金は、予算現額2億5,224万1,000円に対し、調定額、収入済額とも2億5,701万5,712円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する大阪府の負担金並びに補助金でございます。

款6・繰入金は予算現額3億2,115万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億8,458万2,037円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

款7・諸収入は予算現額24万4,000円、調定額90万8,926円に対し、収入済額72万7,920円で、収入未済額18万1,006円となっております。

雑入及び延滞金、加算金でございますが、これは居宅介護サービス等の不正利得による返還金の収入未済金でございます。

款8・繰越金は予算現額1億696万9,000円に対し、調定額、収入済額とも1億969万9,726円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

286ページをお願いいたします。

款1・総務費は予算現額6,601万9,000円に対しまして、支出済額5,789万2,248円で、この経費は介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2・保険給付費は予算現額18億4,298万6,000円に対し、支出済額16億5,332万6,947円で、これにつきましては介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料等に要した経費でございます。

款3・財政安定化基金拠出金は、大阪府

に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き平成30年度におきましても支出額はございませんでした。

款4・地域支援事業費は予算現額1億5,782万8,488円に対しまして、支出済額1億4,072万8,178円で、これにつきましては介護予防事業並びに包括的支援事業などに要しました経費でございます。

款5・基金積立金は、予算現額8,104万円に対し、支出済額8,003万6,049円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6・公債費につきましては、執行額はございませんでした。

款7・諸支出金は、予算現額2,072万6,000円に対しまして、支出済額2,035万6,510円でございます。これにつきましては介護保険料の還付金及び国・府支払基金等への償還金に要しました経費でございます。

説明は以上でございます。御審議の上御認定くださいますようによろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第19「第6号認定 平成30年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは第6号認定、平成30年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

それでは決算書の331ページをお開き願います。

平成30年度下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億7,043万5,438円、歳出合計4億4,089万2,607円で、差引残高2,954万2,831円を翌年度に繰り越すものでございます。

332ページをごらんください。

歳入より御説明申し上げます。

款1・分担金及び負担金は予算現額26万8,000円、調定額148万2,720円、収入済額131万8,320円で、収入未済額は16万4,400円でございます。これは東地区内2件分の下水道負担金でございます。

款2・使用料及び手数料は予算現額2億4,913万5,000円、調定額2億6,306万6,969円、収入未済額2億4,738万8,272円で、不納欠損額は13万5,717円、収入未済額は1,554万2,980円でございます。これは下水道使用料及び指定工事店登録手数料などの手数料でございます。なお、収入未済額でございますが、令和元年6月末現在では142万1,015円となっております。

款3・国庫支出金は予算現額400万円、調定額・収入済額とも400万円でございます。これはストックマネジメント計画策定業務に係ります社会資本整備金の交付金でございます。

款4・財産収入は予算現額20万8,000円、調定額、収入済額とも20万7,500円でございます。これは基金の運用益でございます。

款5・繰入金は予算現額1億5,020万9,000円で、調定額、収入済額とも1億4,716万4,870円でございます。これは一般会計、水道事業会計及び下水道建設基金からの繰り入れでございます。

款6・繰越金は予算現額2,331万6,000円、調定額、収入済額とも3,675万

9,562円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款7・諸収入は予算現額4,000円、調定額、収入済額とも29万8,914円でございます。これは排水設備工事調書代及び流域下水道事業分担金の精算によるものでございます。

款8・町債は予算現額3,330万円、調定額、収入済額とも3,330万円でございます。これは流域下水道債と下水道事業債でございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

334ページをごらんください。

款1・下水道費、予算現額2億7,197万5,000円、支出済額2億5,450万2,004円でございます。これは消費税に係る公課費のほか、下水道の事務管理に要する経費と職員の人件費や下水道流域に伴う維持管理負担金など、下水道施設の維持管理に要した経費及び管渠構成工事や流域下水道建設負担金など、下水道建設の整備に要した経費でございます。

款2・公債費は、予算現額1億8,746万5,000円、歳出済額1億8,639万2,403円でございます。これは償還金の元金及び利子でございます。予備費の執行はございません。

説明は以上でございます。御審議賜り御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第20「第7号認定 平成30年度豊能町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは第7号認定、平成30年度豊能

町水道事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

順次説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1ページの、平成30年度豊能町水道事業決算報告書の御説明を申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益は予算額7億8,258万4,000円に対し、決算額7億5,938万6,618円でございます。決算額の内訳といたしまして、営業収益で4億9,013万5,510円、営業外収益で2億6,855万7,476円で、特別利益は69万3,632円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款・水道事業費は予算額7億6,542万8,000円に対し、決算額7億5,103万4,284円でございます。執行率は98.1%でございます。決算額の内訳といたしまして、営業費用で6億5,260万4,771円、営業外費用で5,180万5,203円、特別損失で4,662万4,310円でございます。予備費の執行はございませんでした。

続きまして、2ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入は予算額1億5,264万2,000円に対し、決算額1億4,711万3,949円でございます。決算額の内訳といたしまして、他会計繰入金で4,814万2,382円、企業債で8,400万円、固定資産売却代金で1,497万1,567円でございます。

次に支出で、第1款・資本的支出は予算額3億537万2,000円に対し、決算額2億9,791万6,681円でございます。

執行率は97.6%となります。決算の内訳といたしまして、建設改良費で8,961万589円、企業債償還金で2億830万6,092円でございます。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,080万2,732円は、過年度分損失勘定留保資金1億4,416万6,465円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額663万6,267円で補填したものでございます。

続きまして、3ページの平成30年度豊能町水道事業損益計算書の御説明を申し上げます。

なお、本ページ以降全ての財務諸表には、消費税抜きの金額となっておりますので、よろしく願いいたします。

1の営業収益は、給水収益で4億5,338万8,104円、その他営業収益で47万6,261円、計4億5,386万4,365円でございます。

2の営業費用は、原水及び上水費で1億4,045万6,708円、配水及び給水費で1億2,225万7,883円、総係費で9,829万5,027円、減価償却費で2億7,067万2,279円、資産減耗費で270万3,502円、計6億3,438万5,399円でございます。

以上のことから、1億8,052万1,034円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、受取利息で160万3,293円、口径別納付金で305万2,000円、他会計負担金で1,873万7,521円、他会計繰入金で6,945万3,491円、長期前受金戻入で1億7,271万2,441円、受託工事収益はございませんでした。財産収益で78万4,860円、雑収益で87万6,573円、計2億6,722万182円の収益でございます。

4、営業外費用は、受託工事費用はござ

いけませんでした。支払い利息で3,563万7,003円、雑支出で331万3,321円、計3,895万324円でございます。

以上のことから、経常損失といたしまして、4,774万8,824円となりました。

5の特別利益は、過年度損失修正益で69万3,632円、固定資産売却益はございませんでした。

6の特別損失は、固定資産売却損で1,502万8,433円、過年度損益収支修正損は3,159万4,861円、計4,662万3,294円でございます。

以上のことから、当年度純益といたしまして、181万9,162円となり、前年度繰越欠損金1,711万9,401円から差し引きしますと、平成30年度の未処分欠損額が1,530万239円となりました。

続きまして、4ページをお開きください。

平成30年度豊能町水道事業剰余金計算書の御説明を申し上げます。

資本金等、自己資本金につきましては、変動がございませんでしたので、平成30年度の末残高は前年度と同額の6億6,670万4,005円でございます。

次に剰余金でございます。

資本剰余金につきましては変動がございませんでしたので、平成30年度末残高は前年度と同額の1億5,291万4,298円でございます。

次に、利益剰余金でございます。

未処分利益剰余金は前年度末残高でマイナス1,711万9,401円で、平成30年度の変動額は181万9,162円となり、平成30年度末残高はマイナス1,530万239円となります。したがって、翌年度へ繰り越す資本合計は8億431万8,064円であります。

次に平成30年度豊能町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金につきましては、平成29年度末残高から処分額がございませんでしたので、同額が平成31年度末残高となります。なお、5ページの豊能町水道事業貸借対照表以降の説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございますが、豊能町水道事業は昭和57年の4月の創設以来、37年にわたり地域の住民の方々に安心してお使いいただける水を供給するよう努めてまいりましたが、平成31年4月に事業を廃止し、大阪広域水道事業団豊能水道センターとして、新たにスタートをいたしました。今後は企業団の豊富な技術力と効率的なネットワークを生かし、さらに安全で安心してお使いいただける水を安定して届けていただけるものと思っております。

説明は以上でございます。御審議賜り御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月3日午前9時30分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでございました。

散会 午前11時06分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 4 2 号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 3 号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第 4 4 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 4 5 号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第 4 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 4 7 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 第 4 8 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 第 4 9 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等改正の件
- 第 5 0 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
- 第 5 1 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 5 2 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 5 3 号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 1 号認定 平成 3 0 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4 号認定 平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 号認定 平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6 号認定 平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 号認定 平成 3 0 年度豊能町水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 8番

同 9番